

令和2年5月28日

総務部

職員の懲戒処分について

概要

本日、次の2つの事案で、それぞれ、職員の懲戒処分を行いました。

- ・ 施設使用料の不正使用に係る処分
- ・ 不適正な事務処理に係る処分

1 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

(1) 施設使用料の不正使用に係る処分

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 管理監督者	肥前市民センター 市民センター長 59歳・男 減給 10分の1、1月 肥前市民センター産業・教育課 課長 48歳・男 減給 10分の1、1月 肥前市民センター総務・福祉課 課長 54歳・男 戒告 保健福祉部生活保護課 係長 47歳・男 戒告 肥前市民センター産業・教育課 係長 47歳・男 戒告
処分事案の概要	唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長（期間業務非常勤職員）が平成29年度から令和元年度まで、施設使用料の一部について歳入手続きを執ることなく、不正使用したものの。
処分の理由	管理監督者 地方公務員法第29条第1項第2号「職務を怠った場合」

(2) 不適正な事務処理に係る処分

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 当事者 管理監督者	保健福祉部生活保護課 係長 46歳・男 減給 10分の1、1月 上下水道局業務課 課長 57歳・男 戒告 上下水道局業務課 係長 41歳・男 戒告
処分事案の概要	下水道管理課主査（現生活保護課係長）が個人設置浄化槽2基について市に対する寄附採納の手続きを完了させないまま、保守点検や清掃業務の発注などの不適正な事務処理を行ったもの。
処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「条例規則等に違反した場合」、及び第2号「職務を怠った場合」 管理監督者 地方公務員法第29条第1項第2号「職務を怠った場合」

2 処分年月日

令和2年5月28日

(本件の問い合わせ先)

担当：総務部人事課 平田、幸島

電話：72-9185（直通）

内線：1440、1441